

資料2

別添

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

医政発0307第3号
平成26年3月7日
一部改正 医政発0204第2号
平成27年2月4日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備（パッケージ型自動消火設備含む）
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

5 交付対象

平成26年10月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

厚生省発医第137号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政0209第5号
平成27年2月9日

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。）及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

- (ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。以下同じ。）(イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
- (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
- (カ)その他厚生労働大臣が適當と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業
- イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業
- イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設設整備事業
- イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設設整備事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
 - (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
 - (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
- イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会
 - (エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会
 - (カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業

平成22年3月31日医政発033.1第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業
- イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

- ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
- イ 次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業
 - (ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人
 - (エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(12) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

平成26年3月20日医政発0320第25号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

イ 次に掲げる者が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 院内感染対策施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の（1）から（7）により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うべき地診療所の施設整備事業

(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(3) ア 都道府県が行うべき地保健指導所の施設整備事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

- (6) ア 都道府県が行うべき地医療拠点病院の施設整備事業
 - (8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
 - (9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
 - (10) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業
 - (12) ア 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (6) イ 都道府県が補助するべき地医療拠点病院の施設整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業
 - (8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業
 - (9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) イ 都道府県が補助するべき地診療所の施設整備事業
 - (3) イ 都道府県が補助するべき地保健指導所の施設整備事業
 - (10) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム施設整備事業
 - (12) イ 都道府県が補助する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
 - (13) 院内感染対策施設整備事業
- ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道

府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補 助 率	5 下限額														
へき地診療所	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>基準面積</p> <table> <tr> <td>(1) 診療部門</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 無床の場合</td> <td>160m²</td> </tr> <tr> <td>イ 有床の場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(ア) 5床以下</td> <td>240m²</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6床以上</td> <td>760m²</td> </tr> <tr> <td>(2) 医師住宅</td> <td>80m²</td> </tr> <tr> <td>(3) 看護師住宅</td> <td>80m²</td> </tr> </table>	(1) 診療部門		ア 無床の場合	160m ²	イ 有床の場合		(ア) 5床以下	240m ²	(イ) 6床以上	760m ²	(2) 医師住宅	80m ²	(3) 看護師住宅	80m ²	<p>へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築(老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。)及び改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費</p> <p>(1) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)</p> <p>(2) 医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p>	2 分の 1	1床につき 1,000千円
(1) 診療部門																		
ア 無床の場合	160m ²																	
イ 有床の場合																		
(ア) 5床以下	240m ²																	
(イ) 6床以上	760m ²																	
(2) 医師住宅	80m ²																	
(3) 看護師住宅	80m ²																	
	ヘリポート 1か所当たり 64,395千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—														
過疎地域等特定診療所	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。</p> <p>基準面積</p> <table> <tr> <td>(1) 診療部門</td> <td>160m²</td> </tr> <tr> <td>(2) 医師住宅</td> <td>80m²</td> </tr> <tr> <td>(3) 看護師住宅</td> <td>80m²</td> </tr> </table>	(1) 診療部門	160m ²	(2) 医師住宅	80m ²	(3) 看護師住宅	80m ²	<p>過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修(既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。)に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療所 (診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等)</p> <p>(2) 医師又は歯科医師住宅</p> <p>(3) 看護師住宅</p>	2 分の 1	1床につき 2,500千円 (ただし、改修の場合は、 1,000千円)								
(1) 診療部門	160m ²																	
(2) 医師住宅	80m ²																	
(3) 看護師住宅	80m ²																	
へき地保健指導所	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <table> <tr> <td>(1) 指導部門と住宅部門</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 指導部門と住宅部門		<p>へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 指導部門 (問診室、診察室、事務室、</p>	3 分の 1 (ただし、沖縄県にあっては、 2 分の 1)	1床につき 1,666千円 (ただし、沖縄県にあっては、 2,500千円)												
(1) 指導部門と住宅部門																		

	<p>との併設の場合 120m²</p> <p>(2) 指導部門のみの場合 70m²</p> <p>(3) 住宅部門のみの場合 50m²</p>	<p>面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室)</p> <p>(2) 住宅部門 (保健師住宅)</p>		
研修医のための研修施設	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積</p> <p>(1) 新築の場合 研修医数×30m² (ただし、1,000m²を限度とする。)</p> <p>(2) 増改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)</p>	<p>研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等</p>	2分の1	1棟につき 1,000円
臨床研修病院	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 500m²</p>	<p>臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。</p> <p>(1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室)</p> <p>(2) 救急診療部門 (診察室、処置室)</p>	2分の1	1棟につき 1,000円

		(3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地 医療拠 点病院	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000m ² (2) 医師住宅 1戸当たり 80m ² (ただし2戸を限度と する。)	へき地医療拠点病院として 必要な次の各部門の新築、増 改築に要する工事費又は工事 請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、 手術室、回復室、準備室、 浴室、廊下、便所、附属設 備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、 記録室、患者食堂、寝具倉 庫、バルコニー、廊下、便 所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1補つき 2,500円
医師臨 床研修 病院研 修医環 境整備	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 研修医数×20m ²	臨床研修医の研修環境、生 活環境の充実を図るために必 要な宿舎の新築、増改築及び 改修に要する工事費又は工事 請負費 (バルコニー、廊下、階段等 共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等 患者宿 泊施設 施設整 備事業	次に掲げる基準面積に 247千円を乗じた額とす る。 基準面積 室数×40m ² (ただし、8室を上限と し、かつ、改修の場合は 厚生労働大臣が必要と認 めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として 必要な新築、増改築及び改修 に要する工事費又は工事請負 費	3分の1	—

産科医療機関施設整備事業	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 (1) 診療部門 30m^2 (2) 宿泊施設 室数 $\times 40\text{m}^2$ (ただし2室を限度とする。)</p>	<p>産科医療機関として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設</p>	3分の1	1補につき 666千円
死亡時画像診断システム施設整備	<p>次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。</p> <p>基準面積 60m^2</p>	死亡時画像診断の実施に必要な施設の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	2分の1	—
有床診療所等スプリンクラー一等施設整備事業	<p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。</p> <p>対象面積 1m^2当たり 基準単価 17.5千円</p>	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	定額	—
	<p>自動火災報知設備を新設する場合 1施設当たり 1,030千円</p>	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費		
	<p>火災通報装置を新設する場合 1施設当たり 310千円</p>	火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費		
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	<p>へき地医療拠点病院 229,200千円</p>	へき地医療拠点病院の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	2分の1	—
	<p>へき地診療所 13,139千円</p>	へき地診療所の新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費		
院内感染対策施設整備事業	<p>1室当たり10,948千円とし、空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備</p>	医療機関の感染者のための個室整備に必要な工事費又は工事請負費	3分の1	—

	する場合は24,917千円を 加算する。			
--	-------------------------	--	--	--

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第25号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業

の中止又は廃止の承認承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならぬ。

(8) 国庫補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が 1 億円以上の施設整備を行う場合には、原則として 5 社以上の競争入札を行わなければならない。

(9) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

(10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第 6 号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(11) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件（この場合において、(1)から(3)、(5)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第 6 号様式」とあるのは「第 7 号様式」と読み替えるものとする。）を附さなければならぬ。

(13) (12) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(14) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(15) 補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第 8 号様

式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開とともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

(16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年2月23日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

9 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、毎年度1月20日までに行うものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、8の(1)のア若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に關係書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 特別の事情により、5、8、9、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名称	種目等	構造別	地域区分			
			A	B	C	D
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木造	147,700	147,700	147,700	147,700
過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木造	147,700	147,700	147,700	147,700
研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
		木造	205,500	195,800	185,900	176,100
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木造	147,700	147,700	147,700	147,700
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
へき地医療拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
	診療棟	鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
	医師住宅	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木造	138,000	138,000	138,000	138,000
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	205,200	195,500	185,600	175,900
		ブロック	179,200	170,700	162,000	153,600
		木造	205,200	195,500	185,600	175,900
産科医療機関	診療部	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
		木造	184,000	175,100	166,300	157,600
	宿泊	鉄筋コンクリート	205,200	195,500	185,600	175,900

	施 設	ブ ロ ッ ク	179, 200	170, 700	162, 000	153, 600
		木 造	205, 200	195, 500	185, 600	175, 900
死 亡 時 画 像 診 斷 シス テ ム 施 設 整 備		鉄 筋 コンクリート	205, 500	195, 800	185, 900	176, 100

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山县、島根県、岡山县、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

有床診療所等スプリンクラー等施設設備事業のQ & A集

番号	問	答
<補助対象について>		
1	「有床診療所等スプリンクラー等施設設備事業の事業内容及び補助対象は	<p>①スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備含む)は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有するものの(基準単価17千円/補助対象面積1m²)と実際にかかる工事費に比べて少ない額)。対象となる様な単位で交付申請を行うもの</p> <p>②自動火災報知設備整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有するもの(基準単価1,000千円と実際にある工事費を比べて少ない額)。対象となる施設整備単位で交付申請を行うもの</p> <p>③火災報知設備整備は、診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している500m²未満の施設に火災報知装置を整備する際の工事費について補助するもの(基準単価300千円と実際に係る工事費を比べて少ない額)。対象となる施設整備単位で交付申請を行うもの</p>
2	スプリンクラー施設整備における補助対象面積の考え方とは	補助対象面積とは、補助対象である様のうちスプリンクラーを設置する部分の面積である。
3	スプリンクラー等(自動火災報知装置・火災通報装置)を新規設置の場合のみ対象となるのか。	そのとおり。 設置済みのスプリンクラー等の更新は補助の対象外。
4	スプリンクラー施設整備について、当該補助金により、水道連絡型スプリンクラーの設置は可能か。	可能である。 消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連絡型スプリンクラーの設置が認められる施設について議論がされており、水道連絡型スプリンクラーが認められる施設については、補助の対象である(詳細については問16参照)。
5	スプリンクラー施設整備について、1つの施設が補助対象となる場合、様ごとに申請することは可能か。	可能である。なお、その際事業計画書においては様ごとも必要事項(建築構造・主な診療科等)を記載していただくことになる。
6	自動火災報知設備整備、火災報知装置整備について、単独での設置でも補助対象になるのか。また、基準額が1か所当たり1,000千円、300千円となっているが、1か所当たりとはどのような意味か。	単独の設置でも、補助対象になる。 また、1か所当たりとは、補助の対象1施設当たり1か所という意味である。 ※例えば、1施設で複数棟に自動火災報知設備を設置する場合においても基準額は1,000千円となる。
7	予算額を越える要望があつた場合の取り扱いは	予算額の範囲内で事業を採択し、内示を行うこととする。 その際、施設単位ではなく補助区分(スプリンクラー・自動火災報知・火災報知)ごと、またスプリンクラーにおいては更に様ごとに採択・内示をさせていただく。 ※よって申請額も補助区分ごと、スプリンクラー整備においては様ごとに申請ごとに申請額及び見積額もそれぞれわけて作成していただくことになる

<補助申請上の留意点>

8	交付額の算出はどういうに行うのか。	当該事業は補助率を設けない「定額補助」となつており、基準額と対象経費の実支出額を比べて少ない額を交付額とするものである。
9	都道府県の負担は生じるのか。	都道府県の負担はされてはならないが補助額に上乗せすることは可能である。
10	いつからいつまでの工事について、補助対象となるのか。	国への補助申請に対する都道府県への内示の後に工事を終工し、26年度中に工事を完了するものが、補助対象となる。内示前に着工したものについては、補助対象とはならないため注意されたい。(補助金受領後に内示前の着手が発覚した場合には交付決定の取り消し及び補助金の返還の対象となることがある。また、都道府県への申談をもつて着手をすることでも補助対象とはなりません。) ※また施設新築の場合、施設全体の建築工事とは別にプリンクラー等の設置にかかる工事を内示後にを行うことであれば対象となることは可能(その際、対象部分のみの事業費及び着工開始がわかる資料を提出していただく)
11	補助金を使用して整備したプリンクラーなどについて、その後取り壊す場合などに制限はあるのか。	補助金を受けて得た財産を取り壊しなどの処分を行う際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十一年四月二十七日法律第百七十九号)に基づき、制限がかかる。区分制限期間に取り壊し等を行う場合には、厚生労働省所管補助金財産処分承認基準を参照の上、手続きいたくことになる。
12	補助金を申請する場合の必要書類は何か。	①事業計画総括表(様式1)・②事業計画書(様式2)・③補助対象面紙を表す図面並びに事業費の毎出損拠どなり得る見積書(可能な限り2社以上)等、以上3点を提出していただく。その後審査により、内定通知(内示)を受けた施設に関しては交付申請書を提出していただくことになる。
13	当該補助金を受ける場合に、公的な金融機関等において優遇融資をする制度があるのか。	(独)福祉医療機構においては、医療施設のプリンクラー等の火災対策を推進するため、厚生労働省から財政支援を受けたスプリンクラー等設備整備に対する優遇融資を実施することとしており、優遇される融資内容は、通常の施設設備に対する融資と比較して、融資率の引き上げ、一定期間の利率の引下げを行うこととしている。 なお、融資に関する手手続き、融資内容等の詳細については、(独)福祉医療機構へ問合せ願いたい。 ◎医療施設のスプリンクラー等融資の間合せ先 ・東日本地域 医療貸付部 医療審査課 〒:03-3438-9940 ・西日本地域 大阪支店 医療審査課 〒:06-6252-0219 (参考)医療施設におけるスプリンクラー整備等の優遇措置 ①融資率を通常80%→90% ②通常貸付利率 基本金利から△0.5(当初5年間) の優遇融資を実施

<スプリンクラーの設置義務等について>
※NO14以下については、消防庁火災対策検討部会の検討が進め次第更新する予定。

14 スプリンクラーの設置義務範囲について	<p>現行制度において、1棟当たりの延床面積が3000m²以上の病院、600m²以上の診療所・助産所に対して、スプリンクラー設置の義務が課されているが、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、今後、病院・診療所・助産所とともに「に3000m²以上の施設には、設置義務がかかられる予定。また、3000m²未満であっても面積にかかると、職員が避難誘導に専念する必要のある施設についても、設置義務がかかる」という方向で議論が進んでいる。</p> <p>具体的に設置義務が免除されない施設：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入院が常態化していない施設：入院が1人未満となる施設※ ②公的統計資料により確認予定。詳細要件は検討中。 ③自力避難が困難な者が入院することなどが想定したい施設： ④入院患者の主な診療科が、自力避難困難な者が少ないと判断できる診療科（特に産科、眼科、耳鼻科、皮膚科、歯科などを想定）である施設。 <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-6、3-7】</p>	<p>スプリンクラーと同等の防火安全性を有する延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラー設置を要しないという方向で議論が進んでいる。</p> <p>具体的には、以下の要件が検討されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1000m²以上の施設については、居室とそれ以外の部分を耐火構造（※1）の床・壁で200m²以内ごとに区画し、当該区画の開口部に特定防火設備（※2）を設け、廊下等の内装を準不燃材料（※3）、その他の部分の内装を難燃材料（※4）で仕上げたもの。 ・1000m²未満の施設については、居室とそれ以外の部分を耐火構造（※5）の床・壁で100m²以内ごとに区画し、当該区画の開口部に防火設備（※6）を設け、廊下等の内装を準不燃材料、その他の部分の内装を難燃材料で仕上げたもの。 ※2特定防火設備：建築基準法施行令第2条第7号 ※1耐火構造：建築基準法第112条第1項 ※3準不燃材料：建築基準法施行令第1条第5号 ※4難燃材料：建築基準法施行令第1条第6号 ※5準耐火構造：建築基準法第2条第7号の2 ※6防火設備：建築基準法第2条第9号の2 <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-8】</p>	<p>現在、消防庁の有床診療所火災対策検討部会において、水道連続型スプリンクラーの設置の可否について検討されているところであり、延床面積1000m²未満の施設については水道連続型スプリンクラーの設置によって、通常のスプリンクラーの代替が可能となるという方向で議論が進んでいる。</p> <p>なお、1000m²以上の施設における、通常のスプリンクラー設置に代替する例外措置については、引き続き検討を行っているところである。</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-9】</p>
15 幅祉施設と同様に延焼抑制構造を持つ施設について、スプリンクラーの設置義務は免除されないのか。			

17 スプリンクラーについて 范囲について	<p>通常タイプのスプリンクラーを設置する場合には、消防法施行規則第13条第3項第7号及び同第8号の箇所(※)についてこれまでどおり免除される。手術室、人工血液透析室等スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる方向で議論が進んでいる。 があると認められる場合には、スプリンクラーヘッドの設置を免除することができる。 ※ 消防法施行規則第13条第3項第7号、8号</p> <p>七 手術室、分娩室、内視鏡検査室、人工血液透析室、麻酔室、重症患者集中治療看護室その他これらに類する全 ハ レントゲン室等放射線源を使用し、貯蔵し、又は廃棄する室</p> <p>【消防庁第三回有床診療所火災対策検討部会資料3-10】</p>
-----------------------------	--

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3／13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
<補助対象について>		
18	個人開設の病院・診療所は補助対象か。	補助対象となる。 國が開設する施設を除き補助対象となる。 (※國の機関は対象外 例：刑務所診療所・自衛隊診療所 等)
19	第3回有床診療所火災対策検討部会資料3-11において、スプリンクラーヘッドの免除部分を包含するよう補助散水栓は、消防法施行令第10条第2項第8号により、「スプリンクラー設備の一部である」と定めることにより、スプリンクラー設備の一部として扱われる場合のみ、本補助金の補助対象となる。 に屋内消火栓又は補助散水栓を設ける基準の見直しが示されているが、今回の補助金の補助対象とはならないのか？	本補助金においては、スプリンクラー(ハシケージ型自動消火設備)、自動火災報知設備、火災避難装置が補助対象である。 補助散水栓は、消防法施行令第10条第2項第8号により、「スプリンクラー設備には、総務省令で定めるところにより、補助散水栓を設けること。」とされており、スプリンクラー設備の一部として扱われる場合のみ、本補助金の補助対象となる。 屋内消火栓は消防法上、スプリンクラーとは別の消火設備であるため、本補助金の補助対象とはならない。
<事業計画書の記載方法>		
20	延べ床面積には、棟内に医療機関以外の施設がある場合、その部分を含めるのか。	棟全体の延べ床面積を記載するため含めて記載する。
21	延べ床面積(補助対象面積)には、棟内に医療機関以外の部分がある場合、その部分を含めるのか。	延べ床面積(補助対象面積)は医療施設として機能しうる部分を対象とするため、それ以外の部分(例：住宅部分等)については含めない。
22	様式2の「病床数」は、許可病床か。	販賣の通り。
23	収容人員中、医師看護師等従業員の算定方法(時点、常勤換算の頭数、枚数換算の場合等)	収容人員は、防火管理者等の配置のために算定した消防当局に報告等を行っている員数を記載。 ○消防法施行規則第1条の3の算定方法による算出 次に掲げる数を合算して算定 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の從業者の数 (従業者の数は、常勤・非常勤)に限わらず業務に従事している者の実員の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3m ² で除して得た数 ※ 消防当局に収容人員の報告等を行っていない場合においても、上記により算出して記載。
24	主な診療科は一つ記載か	「主な」という範囲内で複数回答可。

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する質問(3／13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	回答
25	一日平均入院患者数の算定方法(直近の報告とは、病床設置後間もない施設の取扱い、標準施設、計算点、常勤換算の際数、複数換算の場合は)	医療法第6条の3に基づく医療機能情報提供制度において、都道府県に報告している直近の数字を登録。 ※前年度の入院患者数をそれを離れて除した数、入院延滞延数とは、年度間ににおける毎日24時現在に在院している患者数を合計した数である。(立入検査要綱の定義と同じ)
26	夜間の職員実配置人數の算定方法(何の数値、時点、常勤換算の際数、複数換算の場合等)	午前2時時点において勤務する実職員数(申請日を基準にして直近1ヶ月間ににおける平均的な人數)を記載。
27	収容人員、延床面積、一日平均入院患者数、夜間の職員実配置人數の端数処理の方法	収容人員、延べ床面積、夜間の職員実配置人數は、小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位の数値を登録。 一日平均入院患者数については、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位の数値を登録(立入検査要綱の定義と同じ)
28	避難梯道や内装仕上げで被災該当する場合はどうぞ記載するか	主に採用されている構造や仕上げを回答していただきたいが、同程度の割合の構造が該当する場合は、より危険性が高いと考えられる選択肢(非耐火、可燃)を選択すること。
29	消防訓練及び避難訓練の実施回数の対象期間はいつか	今回は平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)に行つた実施回数
30	対象面積が読み取れる整備図面とはどの程度のものか(未収図等必要か)	平面図(寸法入りのもの) なお、収容人員算出のための待合室の面積がわかる必要はない。
31	補助金の実績を報告するにあたり、当該医療機関を管轄する消防本部の「消防検査証」の提出は必要か。	「消防検査証」の提出は必要ない。 ただし、今後義務化が課された場合には、考慮し、スプリンクラー設備を設置する際は、甲種1類の消防設備工事に、現行の消防法規に準拠した設置方法とすることが望ましい。 なお、Q&AのNo.16記載のとおり、1,000m ² 未満の施設には、水道連結型スプリンクラーの設置が認められる方向で議論が進んでいる。
<執行に当たって>		
32	予算額を超える要望があつた場合は、国が予算額の見見の通り。	予算額を超える要望があつた場合は、国が予算額の見見の通り。
33	医療施設整備費補助金のメニューに入っているか、27年度以降も補助があるものと考えてよいか。	今後も、設置義務化範囲の拡大等に対する補助金の確保に努めたい。

有床診療所等プリンクラー等施設設備事業に関する質問(3／13追加分)

(平成26年3月13日現在)

番号	問	答
<既出Q&Aについての矮婆>		
34	「Q&AのNo14～17」については、消防庁の火災対策検討部会の検討が進み次第更新する予定。」となるが、現時点では補助対象等が決まっていないことか。	平成25年度補正予算における補助対象は、設置義務がかかるかどうかは、直接関係がない。しかししながら、義務化が多くの範囲及び設置が認められる通常型、水道逆詰型などの機種については、事業者がプリンクラー等を設置するかどうかを判断する上で重要なことであるため、お知らせすることとしている。
35	「Q&AのNo14で設置義務の免除として差科があるが、助産所も同様と考えてよいのか。	同様と考えて良い。 なお、免除の方向で議論が進んでいる状態である。
36	整備するプリンクラー等の種類について、面積等に応じた規定はないのか。	Q&AのNo16記載のとおり、1,000m ² 未満の施設には、水道逆詰型プリンクラーの設置が認められる方向で議論が進んでいる。

有床診療所等スプリンクラー等施設設備事業に関する質問(3／28追加分)

(平成26年3月28日現在)

番号	問	回答
<補助対象について>		
37 (関連11)	他者より施設を貸借して診療所または病院及び助産所の運営を行っている場合、本補助金の申請は可能か。	スプリンクラー等の所有者が診療所、病院、助産所になる場合には可能となる。ただし、補助を受けて得た財産を处分を行う際には返還等の手続きが必要になる(Q1)を参照)ので、建物の所有者は十分に話し合うことが必要である。 ※別添「3月28日発出事務連絡」を参照
38	病院・診療所・助産所の新規開設を予定している場合に、本補助金の申請には事業計画書の提出時点で、開設許可を受けていなければならない(スプリンクラー等の着工は別途内示後に行う場合)	見見の通り。病院・診療所及び助産所の開設許可を受けていない段階において事業計画書の申請を受けることはできない。
39 (関連11)	本補助金の交付を受けスプリンクラー等の設置が完了した後に実施が終了としての要件を外れた場合(有床診一無床診等)には、別途承認申請等は必要となるのか。	補助金の交付を受けた後に、要件から外れる場合についてはQ11にもあるとおり財産処分の手続きが必要となる。(補助金の返還が生じる可能性があるため、ご留意いただきたい)
40	手術室や、人工透析室などについて、スプリンクラー設置を免除することができるが、替わりに、補助設水栓を整備することが求められることがある。補助設水栓を設置する場合には、当該、手術室などの面積をスプリンクラー整備面積としてカウントしてよろしいか。(補助対象となるか)	スプリンクラー設備の一部として設ける場合のみ、カウント可である。
41	施設床下で病院と通所リハ施設とつながつていて、一全体の建物(消防法上)とみなす場合、運所リハにスプリンクラーを付ける場合も補助の対象となるのか。	当該事業は医療法で規定されている病院、有床診療所、入所施設のある財産所を対象にしている事業である。黒会の部分が、病院、診療所として届出をしている場合であれば、補助金の対象となる。
<補助申請上の留意点>		
42	見積書の提出が提出期限までに困難である場合については概算の見積でも代償は可能であるか。	見積書での提出が原則ではあるが、時間を要し提出期限に間に合わない場合には、概算の見積り(事業費の算出根拠となる書類)を提出し、後日詳細な見積書を提出頂きたい。

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度

平成28年度

施設の種別(○をつける)	
有床診療所	有床専科診療所
施設名	団体名(開設者)

1. 整備事業概要

スプリンクラー等施設整備事業期間	
着工	竣工
年	月
平成	年

2. スプリンクラー施設の整備

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	対象施設の 収容人員		延べ床面積 (施設の 本数)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 配置登録人数	夜間の連絡体制	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
		病院 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数)	診療所 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数)									
A	「通常型スプリンクラー +水道逆止型スプ リンクラー」型の 自動消火設備	m ²	人	m ²	〇〇科	人／日	人	1:耐火構造 2:半耐火構造 3:非耐火構造 4:その他	1:不燃 2:半不燃 3:難燃 4:その他	回／年	1:有 2:無	1:有 2:無
B												
C												

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(種別)の申請額を日々記載すること(行が不足する場合は空白を記載すること)

スプリンクラー設置実支出(予定額) (A)	対象整備面積 (B) ※小敷地(50坪以下四捨五入)	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)		(A)-(D)少ない方の額 ※円未満端数切り捨て
			円	円	
A	0	円	0	円	0 円
B	0	円	0	円	0 円
C	0	円	0	円	0 円

<自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

補助区分	対象施設 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設の 本数)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 配置登録人数	夜間の連絡体制	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
自動火災報知設備		人	m ²	〇〇科	人／日	人	1:耐火構造 2:半耐火構造 3:非耐火構造 4:その他	1:不燃 2:半不燃 3:難燃 4:その他	回／年	1:有 2:無	1:有 2:無
火災通報装置											

<補助申請額>

対象経費の予定額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)-(B)少ない方の額 ※円未満端数切り捨て	
		円	円
自動火災報知設備	0 円	1,030,000 円	0 円
火災通報装置	0 円	310,000 円	0 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定期額の根拠となる見取り図(工事内記を含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(床ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見取り図を分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

※収容人員の算定は、
1. 医師、看護婦等従業員の数、
2. 病床の数
3. 合計全の床面積の合計を3m²で除した数
この3つを合算したもの。

施設の種別(Oをつける)		助産所(入所施設をやむする)	
何床総数所	病院 有床専科診療所	団体名(開設者)	所在地
○○診療所		厚労太郎	東京都千代田区111-1

1. 整備事業概要	スプリンクラー(バックージ型自動消火設備)設置にかかる工事費又は工事請負額	施工 平成 28年 8月 1日	竣工 平成 28年 10月 1日
-----------	---------------------------------------	-----------------	------------------

2. スプリンクラー施設の整備	※被災箇所がある場合には該名(行が不足する場合には適宜行を追加すること)			
施設名(施設名)	老健するスプリンクラー等の施設等の運営(予定)の実支出し額	対象経営の病床数(小部屋は入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積(施設全体)
1:通常型スプリンクラー 2:水道直結型スプリンクラー 3:バックージ型 助産所	m ²	m ²	人	m ²
A ○○診療所	1 200	5,000,000	10	40
B	0	0		
C	0	0		

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(被災)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置支出額(A)	対象整備面積(B)	基準単価(C)	(A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 5,000,000 円	200 m ²	17,500円/m ²	3,500,000 円
B 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円
C 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円

<自動火災報知設備及び火災警報装置の整備>

補助区分	床面積(小部屋は入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積(施設全体)	一日平均入院患者数(直近の報告)	内装の延べ床面積	消火訓練及び避難訓練回数	避難説明灯及び避難説明標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
自動火災報知設備	※上記と同様	床	人	m ²	〇〇科	人/日	1:不燃 2:既不燃 3:既燃 4:その他	1:有 2:無	1:有 2:無
火災警報装置									

<補助申請額>

対象経費の実支出(予定)額(A)	補助申請額(B)	(A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	900,000 円	1,036,000 円
火災警報装置	0 円	310,000 円

(法) 被災面積が読み取れる整壁面積・対象経費の実支出額・契約料金の合計の未支払額の相場となる星型り室(工事内訳書)と工事内訳書と火災警報装置(火災警報装置)を合わせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(吸込式)・自動火災報知設備・火災警報装置)を分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

提出年度 平成28年度

有床診療所	病院	有床診療所	助産所・入所施設を行とする)
施設名		団体名(開設者)	
○○病院		医療法人○○会	

<補助申請要>

スプリンクラー等施設の整備			
施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	対象施設の 延べ床面積 (㎡)	対象経費の 支払額(予定) (円)
1.通常型スプリンクラー 2.水直立型スプリンクラー 3.ハンド型 自動消火栓	m ²	円	円
A ○○診療A型	250	40,000,000	40,000,000
B ○○診療B型	200	35,000,000	30,000,000
C ○○診療C型	800	180,000,000	20,000,000

<補助申請要> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の中選択を各々記載することと行が不足する場合には削除追加すること

スプリンクラー等施設の整備			
対象施設の整備 (予定額)	基準単価 (B)	補助単価 (C)	(A)・(D)少ない方の額 ※子田未適用数切り捨て
X(改修工事は既に施工済)			
A 40,000,000 円	2,500 m ²	17,500円/m ²	43,750,000 円
B 35,000,000 円	2,000 m ²	17,500円/m ²	35,000,000 円
C 16,000,000 円	800 m ²	17,500円/m ²	14,000,000 円

<補助申請要> ※被災施設の施設に際しては、被災前の営業をもととして下記基準を記載すること

スプリンクラー等施設の整備			
補助区分 (助産所 では入所施設 のベッド数)	収容人員 床	延べ床面積 (施設全体)	一日平均入院 急患者数 (直近の報告)
	人	m ²	人/日
自動火災警報装置			
火災通報装置			

<補助申請要>

火災通報装置(A)	基準額(B)	補助申請額 (火災通報装置のみ) ※子田未適用数切り捨て
自動火災警報装置	0 円	1,030,000 円
火災通報装置	0 円	310,000 円

(注)対象額が読み取れる整備箇面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見取り図(工事適確装置)・自動火災警報装置(火災通報装置)ごとに登録箇面・見書きを分けて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(換気扇等)・自動火災警報装置)ごとに登録箇面・見書きを分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

第四年版
平成28年度

施設の種別(○をつける)

有床診療所	病院	有床内科診療所	助産所(入所施設を有する)
施設名	○○病院	団体名(開設者)	医療法人○○会

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	着工	内示後即着手	スプリンクラー等施設整備事業期間	竣工	着工後約1ヶ月後
--------	----	--------	------------------	----	----------

2. スプリンクラー施設の整備

施設名 (拠点名)	※複数種類がある場合には複数ごとに記載(行が不足する場合は適宜行を追加すること)		
	整備する スプリンクラー 設備箇所 等の種別	対象設備箇所 (床面積 m ²)	対象経費 (予定) 支払額 実質
1:通常型スプリンクラー 2:水更迭型スプ リンクラー 3:ハーゲーシ型白 熱式火報器	m ²	円	延べ床面積 (床全体)
A			
B			
C			

※複数種類がある場合には複数ごとに記載(行が不足する場合は適宜行を追加すること)

施設名 (拠点名)	※複数種類がある場合には複数ごとに記載(行が不足する場合は適宜行を追加すること)		
	整備する スプリンクラー 設備箇所 等の種別	対象設備箇所 (床面積 m ²)	対象経費 (予定) 支払額 実質
A	0	円	17,500円/m ²
B	0	円	17,500円/m ²
C	0	円	17,500円/m ²

<補助申請額>

スプリンクラー設置支出(予定)額 (A)	※上記アルファベットの拠点名(拠点名)の中添記各々記載すること(行が不足する場合は適宜追加すること)		
	対象設備箇所 (B)	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)
A	0	円	0 円
B	0	円	0 円
C	0	円	0 円

3. 自動火災警報装置及び火災通報装置の整備

補助区分	※該款該項の施設に附しては、床面積の量を多い室を代表として下記基準を記載すること		
	病院 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数)	収容人員	一日平均入院 患者数 (直近の報告)
	床	人	m ²
自動火災警報装置	20	30	280
火災通報装置	※上記と同様		

<補助申請額>	※上記アルファベットの拠点名(拠点名)の中添記各々記載すること(行が不足する場合は適宜追加すること)		
	基準額 (A)	補助額 (B)	補助申請額 (A)×(B)のうち未満端数切り捨て ※千円未満端数切り捨て
自動火災警報装置	1,200,000 円	1,030,000 円	1,030,000 円
火災通報装置	250,000 円	310,000 円	250,000 円

(注)対象面積が読み取れる整備箇面・対象経費の支出予定額の根拠となる見取り図(工事内訳表含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(床ごと)・自動火災警報装置・火災通報装置)ごとに整備図面・見書きを分けて提出すること